

職 発 0604 第 1 号  
令和 2 年 6 月 4 日  
一部改正：職 発 0331 第 5 号  
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の  
推進に関する法律の施行について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号。以下「法」という。）については、令和元年 12 月 4 日に公布され、施行期日は公布の日から起算して 6 月を経過した日（令和 2 年 6 月 4 日）とされたところである。

また、厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和 2 年厚生労働省令第 91 号。以下「則」という。）が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、法の施行と同日に施行することとされたところである。

法は、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）の特例を含む特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることをその内容とするものであり、法や則の主たる内容は下記のとおりであるので、これに十分留意の上、その円滑な施行について遺漏ないよう特段のご配慮をお願いする。

なお、別途、特定地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 11 号）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドラインが発出されていることを申し添える。

記

## 1 法改正の趣旨及び背景

従来から、事業協同組合は、労働者派遣事業について、労働者派遣法第5条第1項の許可を受けて行うことは、法制上は可能であったところである。

法は、地域人口の急減に直面している地域（以下「人口急減地域」という。）において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的としており、特定地域づくり事業協同組合は届出制により労働者派遣事業を実施することができることとしたものである。

## 2 許可制を届出制とする考え方

特定地域づくり事業協同組合は、法第18条第1項の規定により、労働者派遣法第5条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣（管轄の都道府県労働局長）に届け出て、法第10条第1項の事業として、その雇用する職員（期間を定めずに雇用する職員に限る。）のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行うことができることとした。

これは、

- (1) 人口急減地域においては、組合の職員を組合員の事業に従事させる特定地域づくり事業を積極的に推し進めて地域における就業機会の確保を図るため、通常の許可制とは別に、小規模事業者による団体であっても、労働者派遣事業を行うことが可能となるような仕組みを設ける必要があること
- (2) 組合は既に都道府県知事による認定を受けてその監督に服することとされていることから、更に労働者派遣事業の許可を受けさせる必要性が通常の許可制と比べて相対的に高くないこと

等の理由から、労働者派遣法上の許可手続を要しないこととしたものである。

なお、法においては、届出制であっても労働者の保護に欠けることがないよう、

- (1) 特定地域づくり事業について、その計画の適正性や特定地域づくり事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることを組合の認定要件とするとともに、都道府県知事は認定に当たっては労働者派遣法事業の許可基準を参酌すること、
- (2) 労働者派遣事業の対象を特定地域づくり事業協同組合の無期雇用職員に限定すること、

- (3) 労働者派遣法上の監督規定に加え、都道府県知事による特定地域づくり事業協同組合の認定取消処分や適合命令等の監督規定を設けること、
- (4) 特定地域づくり事業協同組合に労働関係法令の遵守義務及び労働者派遣事業の適正な実施の努力義務を課すこと  
等としたところである。

### 3 労働者派遣法の適用関係

特定地域づくり事業協同組合が法第 18 条第 1 項の届出により行う労働者派遣事業に関しては、許可制を届出制とすることに伴い、労働者派遣法の規定のうち一部の規定の適用が除外されるほか、労働者派遣事業を行う者一般について適用される規定については、「特定地域づくり事業協同組合」を「労働者派遣法第 2 条第 4 号に規定する派遣元事業主」と、「法第 18 条第 1 項の規定による届出」を「労働者派遣法第 5 条第 1 項の規定による許可」とみなして適用されるものである。労働者派遣法の適用関係の概要は、以下のとおりである。

#### (1) 労働者派遣法の適用除外

特定地域づくり事業協同組合が法第 18 条第 1 項の届出により行う労働者派遣事業に関して、法第 18 条第 2 項の規定により適用しないこととされた労働者派遣法の条項は、次のとおりであること。

- ① 第 5 条第 5 項（労働政策審議会の許可に関する意見）
- ② 第 7 条（許可の基準等）
- ③ 第 8 条第 1 項（許可証の交付）
- ④ 第 8 条第 3 項（許可証の再交付）
- ⑤ 第 9 条（許可の条件）
- ⑥ 第 10 条（許可の有効期間等）
- ⑦ 第 11 条第 3 項（新設事務所の許可証の交付）
- ⑧ 第 11 条第 4 項（許可証の書換え）
- ⑨ 第 13 条第 2 項（許可の効力失効）
- ⑩ 第 14 条第 1 項第 3 号（許可条件の違反に伴う許可の取消し）
- ⑪ 第 23 条第 3 項（関係派遣先への派遣割合の大臣への報告）
- ⑫ 第 23 条の 2（関係派遣先への派遣制限）
- ⑬ 第 48 条第 2 項（勧告）
- ⑭ 第 54 条（手数料）

#### (2) 労働者派遣法の適用条文

イ 特定地域づくり事業協同組合が法第 18 条第 1 項の届出により行う労働者派遣事業に関して、適用される労働者派遣法の条項は、次のとおりである。

る。

ただし、特定地域づくり事業協同組合に雇用される派遣労働者は無期雇用に限定することから、ロのとおり、有期雇用労働者のみに関連する規定は、實際上、適用がないこと。

- ① 第1章（第1条～第3条）（総則）
  - ② 第4条（適用除外業務に係る制限）
  - ③ 第5条第1項、※第5条第2項、※第5条第3項及び第5条第4項（労働者派遣事業の届出書の提出等）
  - ④ ※第6条（欠格事由による事業の制限）
  - ⑤ ※第8条第2項（書類の備付け等）
  - ⑥ 第11条第1項及び第2項（変更の届出）
  - ⑦ 第13条第1項（事業廃止の届出）
  - ⑧ ※第14条第1項第1号、第2号及び第4号並びに第14条第2項（事業廃止命令等）
  - ⑨ 第15条（名義貸しの禁止）
  - ⑩ 第23条1項、第2項、第4項及び第5項（事業報告等）
  - ⑪ 第24条、第24条の2、第24条の3、第24条の4及び第25条
  - ⑫ ※第26条（契約の内容等）
  - ⑬ 第27条～第29条の2（契約の解除等）
  - ⑭ 第3章第2節（第30条～第38条）（派遣元事業主の講ずべき措置等）
  - ⑮ 第3章第3節（第39条～第43条）（派遣先の講ずべき措置）
  - ⑯ 第3章第4節（第44条～第47条の4）（労働基準法等の適用に関する特例等）
  - ⑰ 第4章（第47条の5～第47条の10）（紛争の解決）
  - ⑱ 第47条の11及び第47条の12（指針等）
  - ⑲ ※第48条第1項及び第3項（指導及び助言等）
  - ⑳ 第49条～第53条（改善命令等）
  - ㉑ 第55条～第57条（経過措置の命令への委任等）
  - ㉒ 第58条、※第59条、第60条、※第61条及び第62条（罰則）
- (注) ※印は、法第18条第2項の規定により労働者派遣法の字句を読み替えて適用するものであり、次の表の左欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とするものであること。

第5条第2項	前項の許可を受けようとする者	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第18条第1項の規定により届
--------	----------------	---

		け出て労働者派遣事業を行おうとする者
	申請書	届出書
第 5 条 第 3 項	申請書	届出書
第 6 条	前条第 1 項の許可を受けることができない	新たに労働者派遣事業の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行つてはならない
第 6 条 第 5 号	許可を取り消され、当該取消しの日	廃止を命じられ、当該命令の日
第 6 条 第 6 号	第 14 条第 1 項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第 1 号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人	特定地域づくり事業協同組合が第 14 条第 1 項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合（同項第 1 号の規定により廃止を命じられた場合については、当該特定地域づくり事業協同組合
	取消し	命令
	当該法人の	当該特定地域づくり事業協同組合の
第 6 条 第 7 号	労働者派遣事業の許可の取消し	労働者派遣事業の廃止の命令
第 6 条 第 8 号	前号	特定地域づくり事業協同組合が、前号
	届出をした者が法人である	届出をした
	当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）	当該特定地域づくり事業協同組合（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）
第 8 条 第 2 項	許可証の交付を受けた者は、当該許可証	第 5 条第 2 項の規定による届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類
第 14 条 第 1 項	、第 5 条第 1 項の許可を取り消すことができる	労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（2 以上の事業所を設けて労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの労働者派遣事業。以下この項におい

		て同じ。)の開始の当時第6条第5号から第8号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる
第14条 第1項 第4号	第23条第3項、第23条の2又は第30条第2項	第30条第2項
第26条 第3項	第5条第1項の許可を受けている	第5条第2項の規定により届出書を提出している
第48条 第3項	第23条第3項、第23条の2又は第30条第2項	第30条第2項
第59条 第4号	第14条第2項	第14条
第61条 第1号	第5条第2項(第10条第5項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第5条第3項(第10条第5項において準用する場合を含む。)に規定する書類	第5条第2項に規定する届出書又は同条第3項に規定する書類

ロ 特定地域づくり事業協同組合に雇用される派遣労働者は無期雇用に限定されていることから、有期雇用労働者のみに関連する次の条項は、事実上適用がないこと。

- ① 第30条(特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)
- ② 第35条の2及び第35条の3(労働者派遣の期間)
- ③ 第35条の4(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)
- ④ 第37条第9号(派遣元管理台帳への雇用安定措置の実績の記載)
- ⑤ 第40条の2及び第40条の3(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)
- ⑥ 第40条の4(特定有期雇用派遣労働者の雇用)
- ⑦ 第40条の5第2項(特定有期雇用派遣労働者に対する労働者の募集情報の提供)
- ⑧ 第40条の6第1項第3号及び第4号(労働契約申込みみなし事由のうち、派遣期間制限に関するもの)
- ⑨ 第61条第3号(第35条の2及び第35条の3(労働者派遣の期間))

の違反に係る部分に限る。)

#### 4 労働者派遣事業の届出手続

##### (1) 労働者派遣事業開始の届出

###### イ 届出書 (則第3条第1項)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則 (昭和61年労働省令第20号。以下「派遣則」という。) 第1条の2第1項の規定にかかわらず、法第18条第2項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第5条第2項の届出書であって、職業安定局長の定める様式は、「特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出書 (地様式第1号)」とすること。

###### ロ 届出先 (則第1条)

法第18条第1項の規定により、新たに労働者派遣事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出書により、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長 (以下「管轄都道府県労働局長」という。) に届け出なければならないこと。

###### ハ 派遣元責任者

特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出書中「派遣元責任者」の欄は、厚生労働大臣が告示により定める機関により行われる派遣元責任者講習の受講者等、労働者派遣事業を行うに当たって適切な者を、労働者派遣事業を行おうとする事務所ごとに当該事務所の専属の者として選任し、その氏名、職名及び住所を記入するものとする (派遣元責任者の選任は、労働者派遣法第36条により派遣元事業主の義務となっている。) (派遣則第29条、第29条の2)。

###### ニ 届出の効力発生

届出の効力は、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合に、管轄都道府県労働局において受理が行われた段階で効力が発揮されるものであり、届出が受理され、管轄都道府県労働局長から届出受理済みの通知を受けた特定地域づくり事業協同組合は、届出が受理された日から労働者派遣事業を行うことができること。

###### ホ 提出すべき書類の部数

特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出書は、正本1通にその写し2通を添えて、管轄都道府県労働局長に提出するものとする。 (派遣則第20条)。

##### (2) 添付書類 (則第3条第2項)

派遣則第1条の2第3項の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣法第5条第3項の規定により添付する事業計画書であって、職業安定局長が定める様式は、労働者派遣事業を行う事務所ごとの「特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業計画書」（地様式第2号）とし、当該計画書のほか、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出書には、次の書類を添付しなければならないこと（派遣則第1条の2第2項）。

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者にあつては、住民票の写し（国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）及び在留資格（入管法第2条の2第1項に規定する在留資格をいう。）を記載したもの並びに番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。）とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したもの及び番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。）とし、入管法第19条の3第1号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。）及び履歴書（職歴、賞罰及び役職員への就任解任状況等を明らかにしたものであることが必要。以下同じ。）
- ④ 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

※「認知」は外界を認識すること、「判断」は物事の是非善悪を考え定めること、「意思疎通」は自らの考えを的確に相手に伝えることをいう。

- ⑤ 役員（以下この⑤において「役員甲」とする。）が未成年者のため、労働者派遣事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、（a）・（b）の区分に応じ、それぞれ（a）・（b）の書類（ただし、役員甲が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書））

（a）役員甲の法定代理人が個人である場合

役員甲の法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人

の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(b) 役員甲の法定代理人が法人である場合

役員甲の法定代理人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（ただし、役員甲の法定代理人の役員（以下この（b）において「役員乙」とする。）が未成年者のため、労働者派遣事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、（a）・（b）の区分に準じ、それぞれ（a）・（b）の書類（役員乙が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書））を含む。さらに、法定代理人の役員について、同様の事例が続く限り、前記と同様に取り扱うこと。）

⑥ 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報適正管理規程（「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 137 号）第 2 の 11 の（2）のハの（イ）から（ニ）までの内容が含まれていることが必要。）

⑦ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書であって納税地の所轄税務署長に提出したもの。なお、損益計算書については、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるものであること。

(a) 最近の事業年度における決算は終了しているものの総会の承認を得ていないため納税地の所轄税務署長に提出していない場合は、当該決算に係る貸借対照表及び損益計算書等を確実に納税地の所轄税務署長に提出することが確認できる場合に限り、当該貸借対照表及び損益計算書であれば差し支えない。

(b) 設立後最初の決算期を終了していない特定地域づくり事業協同組合の届出に係る場合は、中小企業等事業組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 40 条第 1 項に規定する成立の日における貸借対照表等のみでよい。

⑧ 労働者派遣事業を行う事務所に係る権利関係を証する書類

(a) 納税関係書類

(イ) 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し（法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）別表 1 及び 4 は、必ず提出すること。）

(ロ) 納税証明書（国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 41 条

第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの)

※設立後最初の決算を終了していない組合の申請に係る場合は、(イ)及び(ロ)は不要。

(b) 労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し(転貸借の場合にあっては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。以下同じ。))

⑨ 労働者派遣事業を行う事務所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し、履歴書(派遣元責任者と役員が同一である場合においては、提出を要しない。)及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)並びに厚生労働省告示(平成27年厚生労働省告示第392号)に定められた講習機関が実施する派遣元責任者講習(派遣則第29条の2)を修了したことを証する「派遣元責任者講習受講証明書(許可の届出の受理日前3年以内の受講日のものに限る)」(労働者派遣事業関係業務取扱要領(以下「業務取扱要領」という。))様式第21号)の写し

⑩ 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程

(a) 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とすることから、当該取扱いの記載された就業規則(労働基準法第89条第1項第2号。以下同じ。)又は労働契約の該当箇所の写し等。

(b) 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引き、マニュアル等又はその概要の該当箇所の写し。

⑪ 労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類(労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。)

⑫ 派遣労働者の休業手当に関する規程(労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき理由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。)

提出すべき書類の部数については、事業計画書については、正本1通及びその写し2通であり、原則として管轄都道府県労働局に提出するものとする。また、①から⑧までの添付書類については、正本1通及びその写し1通を同様に提出する(派遣則第20条)。

(3) 事業開始の欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、新たに労働者派遣事業の事務所を設けて当該労働者派遣事業を行ってはならないこと（法第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第 6 条）。労働者派遣事業の届出を行った者が、事業開始の欠格事由に該当し、労働者派遣事業を引き続き行わせることが適当でない場合には、当該労働者派遣事業の廃止を命ずることとなる（法第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第 14 条第 1 項）。

① 次の a から c まで及び g から l までの規定に違反し若しくは、d、e 及び f の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない場合（※ 1 及び 2）（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 1 号、第 2 号）

a 労働者派遣法の規定

b 労働に関する法律の規定であって政令で定める規定は、次のとおりとする（令第 3 条）。

(a) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣法第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

(b) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 63 条、第 64 条、第 65 条（第 1 号を除く。）及び第 66 条の規定並びにこれらの規定に係る同法第 67 条の規定

(c) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定

(d) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 49 条、第 50 条及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

(e) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定

(f) 港湾労働法第 48 条、第 49 条（第 1 号を除く。）及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

(g) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 19 条、

- 第 20 条及び第 21 条（第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 22 条の規定
- (h) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 62 条から第 65 条までの規定
- (i) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 32 条、第 33 条及び第 34 条（第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 35 条の規定
- (j) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 108 条、第 109 条、第 110 条（同法第 44 条の規定に係る部分に限る。）、第 111 条（第 1 号を除く。）及び第 112 条（第 1 号（同法第 35 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）及び第 6 号から第 11 号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 113 条の規定
- (k) 労働者派遣法第 44 条第 4 項の規定により適用される労働基準法第 118 条、第 119 条及び第 121 条の規定並びに同法第 45 条第 7 項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 119 条及び第 122 条の規定
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（第 50 条（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 52 条の規定を除く。）
- d 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条又は第 247 条
- e 暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）
- f 入管法第 73 条の 2 第 1 項
- g 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 208 条、第 213 条の 2 又は第 214 条第 1 項の規定
- h 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 156 条、第 159 条又は第 160 条第 1 項の規定
- i 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 51 条前段又は第 54 条第 1 項（第 51 条前段の規定に係る部分に限る。）
- j 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 102 条、第 103 条の 2 又は第 104 条第 1 項（第 102 条又は第 103 条の 2 の規定に係る部分に限る。）
- k 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 46 条前段又は第 48 条第 1 項（第 46 条前段の規定に係る部分に限る。）
- l 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 83 条又は第 86 条（第 83 条

の規定に係る部分に限る。)

※1 執行猶予等の取扱い

刑の執行猶予の言渡しを受けた後、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合」には該当せず、猶予期間を無事経過することによって直ちに欠格事由を離脱する。大赦又は特赦により刑の言渡しの効力を失った者についても同様である。

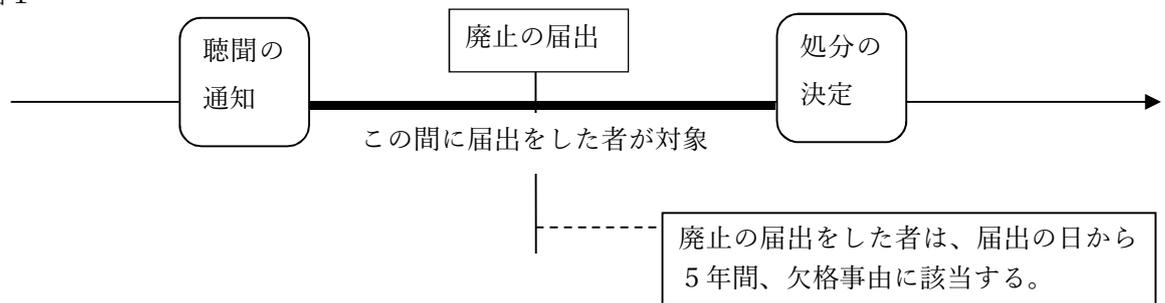
なお、刑の時効の完成、仮出獄を許された者の刑の残余期間の満了その他の事由により、刑の執行の免除を得たものは、「執行を受けることがなくなった」に該当し、当該欠格事由につき判断する必要がある。

※2 法人の両罰規定による処罰

法人が両罰規定により処罰された場合についても当該欠格事由についての判断を行う必要があるが、法人については、罰金刑しか存在しないので、処罰の根拠となる法規定は、上記 a 及び b 並びに f から 1 に掲げる規定のみである。

- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 4 号）に該当する場合
- ③ 労働者派遣法第 14 条第 1 項（第 1 号を除く。）の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日から起算して5年を経過しない場合（法第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第 6 条第 5 号）
- ④ 労働者派遣法第 14 条第 1 項の規定による労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知（以下「聴聞の通知」という。)) があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣法第 13 条第 1 項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない場合（図 1 参照）（法第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第 6 条第 7 号）

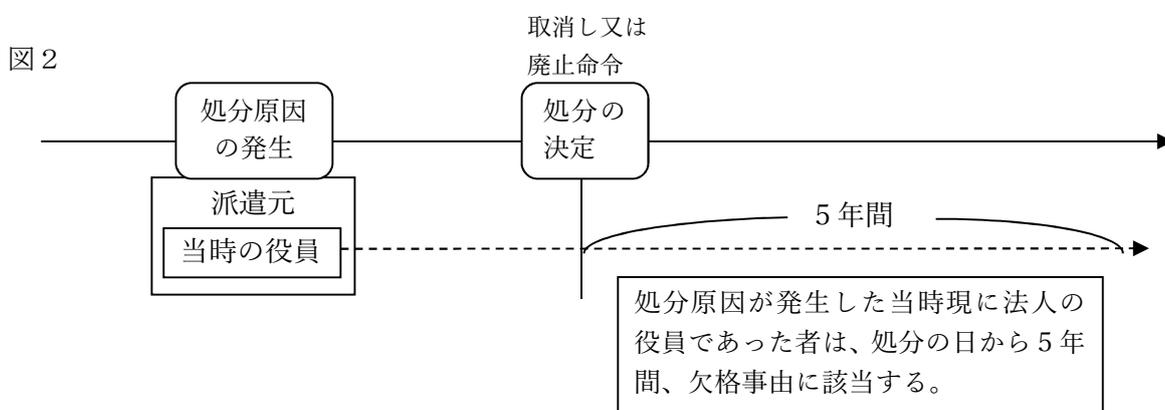
図 1



- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）にその事業活動を支配されている場合（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 12 号）
- ⑥ 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しておそれのある場合（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 13 号）
- ⑦ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がある場合（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 11 号）
  - a 禁固以上の刑に処せられ、又は（3）①の a から c まで及び g から l までの規定に違反し又は d、e 及び f の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない者（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 1 号、第 2 号）
  - b 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 3 号）
    - ※「厚生労働省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により労働者派遣事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」である（派遣則第 1 条の 3）。
  - c 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 4 号）
  - d 特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣法第 14 条第 1 項（第 1 号を除く。）の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日か

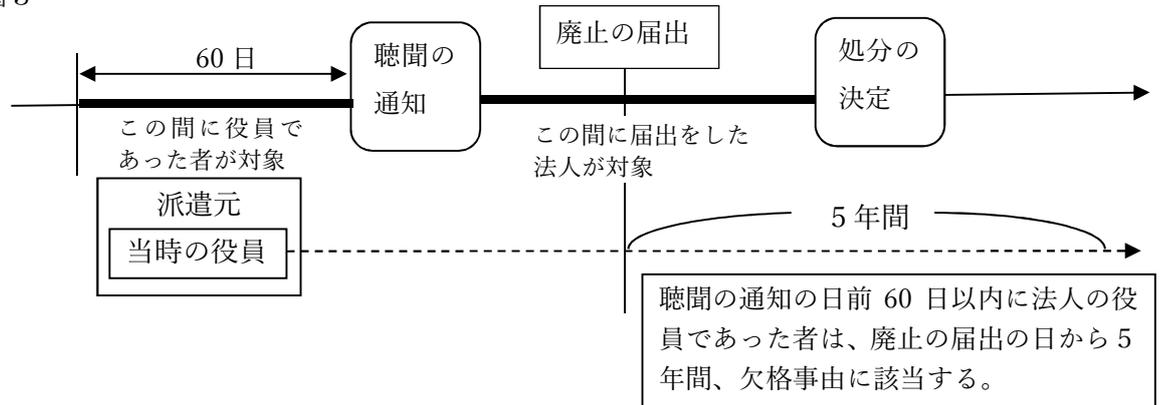
ら起算して5年を経過しない者（法第18条第2項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第6条第5号）

- e 特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣法第14条第1項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合（特定地域づくり事業協同組合が、同項第1号の規定により廃止を命じられた場合については、（3）①に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該廃止の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に特定地域づくり事業協同組合の役員であった者で、当該命令の日から起算して5年を経過しないもの（図2参照）（法第18条第2項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第6条第6号）



- f 特定地域づくり事業協同組合が、労働者派遣法第14条第1項の規定による労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣法第13条第1項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの（図1参照）（法第18条第2項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第6条第7号）
- g 特定地域づくり事業協同組合が、（3）④に規定する期間内に労働者派遣法第13条第1項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした場合において、（3）④の聴聞の通知の日前60日以内に当該特定地域づくり事業協同組合（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの（図3参照）（法第18条第2項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第6条第8号）

図 3



- h 暴力団員等（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 9 号）
- i 労働者派遣事業について法定代理人から営業の許可を受けていない未成年者であって、その法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人の役員）が上記 a から h までのいずれかに該当する者又はその法定代理人（法人である場合に限る。）が上記（3）①から④までのいずれかに該当する者（法第 18 条第 2 項の規定により適用する労働者派遣法第 6 条第 10 号）

※ 未成年者についての取扱い

未成年者とは、満年齢が 18 歳に満たない者をいう（民法第 4 条）。

未成年者の法定代理人は、通常その父母である（民法第 818 条）が、場合によっては、後見人が選任されている場合がある（同法第 838 条）。

未成年者であっても、その法定代理人から労働者派遣事業につき民法第 6 条第 1 項の規定に基づく営業の許可を受けている者については、この要件につき判断する必要がない。

（4）変更・廃止の届出（則第 3 条第 3 項及び第 4 項）

イ 届出の様式について

派遣則第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合の代表者の氏名、役員の名氏及び住所、事務所の名称及び所在地並びに派遣元責任者に関する事項について変更を行おうとする場合に提出する職業安定局長の定める様式による届出書は、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業変更届出書（地様式第 3 号）とする。

また、派遣則第 10 条の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合が法第 18 条第 1 項の届出による労働者派遣事業を廃止しようとする場合に提出する

職業安定局長の定める様式による届出書は、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業廃止届出書（地様式第4号）とする。

ロ 変更の届出

法第18条第1項の届出による労働者派遣事業を行っている特定地域づくり事業協同組合は、派遣元責任者の氏名及び住所の変更の届出にあつては、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して30日以内に、特定地域づくり事業協同組合の名称、住所及び代表者の氏名並びに役員の氏名及び住所並びに事務所の名称及び所在地の変更の届出にあつては、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して10日（派遣則第8条第3項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業変更届出書（地様式第3号）を管轄都道府県労働局長に提出しなければならないこと。

また、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業変更届出書には、次に掲げる変更された事項の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付しなければならないこと。

- ① 特定地域づくり事業協同組合の名称の変更
  - a 定款
  - b 登記事項証明書
- ② 特定地域づくり事業協同組合の住所の変更
  - a 定款（ただし、事業協同組合の所在地に変更が加えられた場合に限る。）
  - b 登記事項証明書
- ③ 代表者の氏名
  - a 登記事項証明書
  - b 代表者の住民票の写し、履歴書及び当該代表者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該代表者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（氏名又は役職のみの変更の場合、不要。）
  - c 代表者が未成年者の場合は、4（2）⑤に定める書類
- ④ 役員（代表者を除く。）の氏名
  - a 登記事項証明書
  - b 役員の住民票の写し、履歴書及び当該役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（氏名又は役職のみの変更の場合、不要。）
  - c 役員が未成年者の場合は、4（2）⑤に定める書類
- ⑤ 役員の住所

- a 登記事項証明書（代表者を除く役員の変更の場合、不要）
  - b 役員住民票の写し
- ⑥労働者派遣事業を行う事務所の名称
- a 定款（事務所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
  - b 登記事項証明書（事務所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
- ⑦労働者派遣事業を行う事務所の所在地
- a 定款（事務所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
  - b 登記事項証明書（事務所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
  - c 事務所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し）
- ⑧労働者派遣事業を行う事務所の派遣元責任者の氏名
- a 派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（氏名のみの変更の場合、不要。派遣元事業主が複数の事務所において労働者派遣事業を行っている場合において、他の労働者派遣事業を行う事務所の派遣元責任者を異動させ、変更の届出に係る事務所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書）を添付することを要しない。）
  - b 派遣元責任者講習受講証明書（業務取扱要領様式第21号）（受講日が届出日前3年以内のもの）の写し（派遣元事業主が複数の事務所において労働者派遣事業を行っている場合において、他の労働者派遣事業を行う事務所の派遣元責任者を異動させ、変更の届出に係る事務所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、派遣元責任者講習受講証明書を添付することを要しない。）
- ⑨労働者派遣事業を行う事務所の派遣元責任者の住所
- a 派遣元責任者の住民票の写し
- ⑩労働者派遣事業を行う事務所の新設（事務所における労働者派遣事業の開始）
- a 新設する事務所ごとの労働者派遣事業計画書（地様式第2号、地様式第2号-2及び地様式第2号-3）（ただし、地様式第3号-3は、派遣労働者のうち、雇用保険又は健康保険・厚生年金保険の未加入者がいる場合にのみ提出を要するものであること。）

- b 新設する事務所ごとの個人情報適正管理規程（「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の11の(2)のハの(イ)から(ニ)までの内容が含まれていることが必要。）
- c 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書であって納税地の所轄税務署長に提出したもの。なお、損益計算書については、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるものであること。
  - (a) 最近の事業年度における決算は終了しているものの総会の承認を得ていないため納税地の所轄税務署長に提出していない場合は、当該決算に係る貸借対照表及び損益計算書等を確実に納税地の所轄税務署長に提出することが確認できる場合に限り、当該貸借対照表及び損益計算書であれば差し支えない。
  - (b) 設立後最初の決算期を終了していない特定地域づくり事業協同組合の届出に係る場合は、中小企業等事業組合法（昭和24年法律第181号）第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表等のみでよい。
- d 労働者派遣事業を行う事務所に係る権利関係を証する書類
  - (a) 納税関係書類
    - (イ) 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し（法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出すること。
    - (ロ) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第8号様式（その2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの）

※設立後最初の決算を終了していない組合の申請に係る場合は、(イ)及び(ロ)は不要。

  - (b) 労働者派遣事業を行う事務所に係る権利関係を証する書類として、労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し（転貸借の場合にあっては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。以下同じ。））
- e 新設する事務所ごとの派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（派遣元責任者と役員が同一である場合においては提出を要しない。）（他の労働者派遣事業を行う事務所の派遣元責任者を異動させ、新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書）を添付することを要しない。）

f 派遣元責任者講習受講証明書（業務取扱要領様式第21号）（受講日が届出日前3年以内のもの）の写し（他の労働者派遣事業を行う事務所の派遣元責任者を異動させ、新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、派遣元責任者講習受講証明書を添付することを要しない。）

g 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程

(a) 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とすることから、当該取扱の記載された就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。

(b) 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等又はその概要の該当箇所の写し。

h 派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類（労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。）

i 派遣労働者の休業手当に関する規程（労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき理由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。）

提出すべき書類の部数については、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業変更届出書は、正本1通にその写し2通を添えて提出するものとする。添付書類については、正本1通にその写し1通を提出するものとする（派遣則第20条）。

ハ 労働者派遣事業の廃止

法第18条第1項の届出による労働者派遣事業を行う特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を廃止するときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業廃止届出書（地様式第4号）を管轄都道府県労働局長に提出しなければならないこと。

特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業廃止届出書は、正本1通にその写し2通を添えて提出するものとする（派遣則第20条）。

(5) 届出に係る都道府県労働局の業務

イ 届出を受理するに当たっての留意事項

管轄都道府県労働局長は、事業の開始、変更又は廃止の届出を受理するに当たっては、その届出書の内容を確認し、必要な欄が正しく記入されているか、必要な添付書類が添付されているか、その内容が適当であるかを検討し、不備の点があれば、その補正を求めるものとする。

なお、管轄都道府県労働局長は、特定地域づくり事業協同組合の行う労働者派遣事業が、法により特定地域づくり事業協同組合を派遣元事業主とみなす等して適用される労働者派遣法に基づき適正に運営されるよう、当該特定地域づくり事業協同組合に対し事業の運営に関する諸般の事項について必要な指導を行うとともに、事業の円滑を期し得るよう配慮するものとする。

ここにいう事業の運営に関する諸般の事項には、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和 61 年労働省告示第 37 号）を踏まえた適切な事業の運営並びに労働者派遣事業における労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の適用等が含まれること。

#### ロ 届出の受理

管轄都道府県労働局長は、事業開始の届出を受理したときは、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出書（地様式第 1 号）の写しに、下記ハにより付与された届出受理番号及び届出受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により、届出書が受理された旨を記載し、当該写し及び事業計画書（地様式第 2 号）の写しそれぞれ 1 通を届出者である特定地域づくり事業協同組合に対して控えとして交付すること。

#### 〔記載例〕

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による、 年 月 日付けの労働者派遣事業に係る届出書については、上記、届出受理番号及び届出受理年月日により受理した。
---

届出者である特定地域づくり事業協同組合が事業開始の欠格事由に該当していることにより、当該届出者に係る届出書を受理できない場合は、次の様式により、労働者派遣事業の届出が受理できない旨の書面を作成し、当該届出者に対して交付すること。

年 月 日

殿

都道府県労働局長 印

年 月 日付けの労働者派遣事業に係る届出者については、事業開始の欠格事由（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）第18条第2項の規定による読み替え後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）第6条第 号に規定する欠格事由に該当することが明らかであるため受理できない。

このため、労働者派遣事業を行うためには、当該欠格事由が解消された後、改めて、法第18条第1項に基づく届出を行うことが必要である。

また、特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業変更届出書（地様式第3号）及び特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業廃止届出書（地様式第4号）についても、当該写し1通を届出者である特定地域づくり事業協同組合に対して控えとして交付すること。

#### ハ 届出受理番号の付与

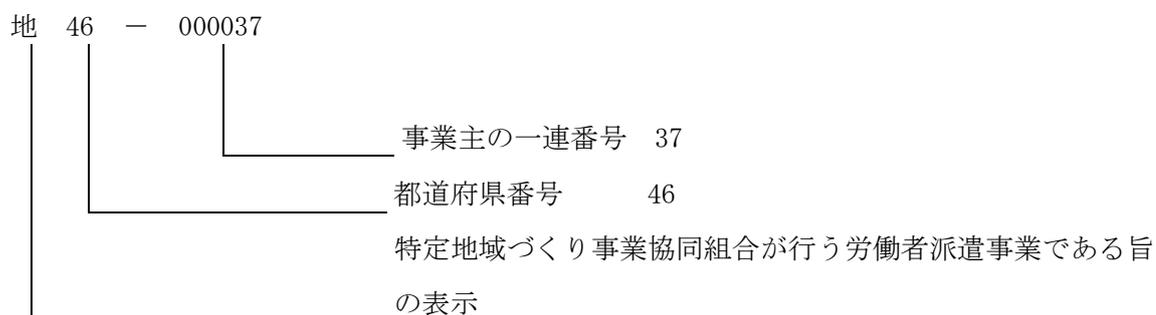
届出受理事業主である特定地域づくり事業協同組合については、次の特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出受理番号設定要領に従い、当該事業主固有の届出受理番号を付与すること。この場合、当該届出受理番号はその後、事業主の住所の変更等により管轄都道府県労働局が変更される場合を除き、変更されることのないこと。

また、届出書の控え及び労働者派遣事業の届出を受理した旨を記載した通知書（(5)のロ参照）には、当該届出受理番号を必ず記載すること。

## 特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出受理番号設定要領

- 1 特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業である旨の表示  
「地」の文字をもって表す。
- 2 都道府県番号  
労働保険機械事務手引の「都道府県コード表」に定める2桁の数字で表す。例えば、鹿児島は「46」と表す。
- 3 特定地域づくり事業協同組合の一連番号  
管轄労働局ごとに6桁の数字をもって表すものとし、原則として届出時期の早い特定地域づくり事業協同組合から起番する。「000001」から起番する。令和2年6月4日以降、37番目の届出事業主は「000037」とする。

(具体例)



## ニ 事務所台帳の整備

労働者派遣事業の届出を受理したときは、事務所台帳の作成、記載を行うこと（業務取扱要領第3の6を参照のこと。）。

## ホ 本省への報告等

特定地域づくり事業協同組合から、労働者派遣事業の開始、廃止又は変更の届出を受理した管轄都道府県労働局長は、労働者派遣事業に係る届出の内容を確認し、本省に速やかにその写し1通を送付すること。なお、正本1通は管轄都道府県労働局が保管すること。

## 5 届出後の労働者派遣事業の実施

法第18条第1項の届出により特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、法第18条第2項の規定により適用しないとされた規定及び特定地域づくり事業協同組合に雇用される派遣労働者は無期雇用に限定することから實際上、適用されないこととなる規定を除き、特定地域づくり事業協同組合を派遣元事業主とみなす等して労働者派遣法の規定が適用されるものであること。具体的には、次のようになること。

### (1) 書類の備付け等（法第18条第2項により読み替えて適用する労働者派遣法第8条第2項及び則第2条）

#### イ 概要

届出書を提出した特定地域づくり事業協同組合は、当該届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類を、労働者派遣事業を行う事務所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない。

#### ロ 意義

a 当該書類の備付け及び提示は、労働者派遣事業の許可証と同様に、特定地域づくり労働者派遣事業を行う者が適法に事業活動を行っていることを関係者に知らせるための措置である。

b 「関係者」とは、労働者派遣事業における関係者と同様である。

#### ハ 届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類

a 「届出書を提出した旨」は、届出書を提出した場合に交付される届出受理番号を記載させることにより確実に示すこととする。

b 「その他の事項」は次に掲げるものとする。

(a) 名称及び代表者の氏名

(b) 事務所の名称及び所在地

c 当該書類については新たに所定の事項を記載、作成したものであることを要件としているわけではなく、所定の事項が記載されていればいかなる様式によっても、また複数の書類によってもその要件を満たすものであれば足りるものである。このため、当該書類の備付け及び提示について、特定地域づくり労働者派遣事業の届出書の写し及び則第3条第3項の規定による変更の届出を行った場合には、当該届出の写しによって行っても差し支えない。

d 書面によらず電磁的記録により当該書類の作成を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

また、書面によらず電磁的記録により当該書類の備付けを行う場合は、次のいずれかの方法によって行った上で、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

(a) 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(b) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

さらに、電磁的記録により当該書類の備付けをしている場合において、当該書類の提示を行うときは、当該事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該電磁的記録に記録された事項を出力した書類により行わなければならない。

## ニ 違反の場合の効果

イに違反して当該書類を事務所に備え付けず、又は関係者からの請求があったときにこれを提示しなかった場合、特定地域づくり事業協同組合は改善命令（労働者派遣法第49条第1項）の対象となる。

### (2) 名義貸しの禁止（労働者派遣法第15条）

特定地域づくり事業協同組合は、自己の名義をもって、他人に労働者派遣事業を行わせてはならないこと（業務取扱要領の「第3 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続」の「7 名義貸しの禁止」を参照のこと。）。

### (3) 事業報告及び収支決算書（労働者派遣法第23条（第3項から第5項に係る部分を除く）、則第3条第5項及び派遣則第17条（第2項に係る部分を除く））

イ 派遣則第17条第2項の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣法第23条第1項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書であって、職業安定局長の定める様式は特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業報告書（地様式第5号）及び特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業収支決算書（地様式第6号）とすること。

ロ 事業報告書について、特定地域づくり事業協同組合は、事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の6月30日までに、当該事業年度における特定地域づくり労働者派遣事業を行う事務所ごとの当該事業に係る特定地

域づくり事業協同組合労働者派遣事業報告書（地様式第5号）を作成して、正本1通及びその写し2通を管轄都道府県労働局長に提出しなければならないこと（派遣則第20条）。また、労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結した特定地域づくり事業協同組合は、事業報告書に当該協定の写しを添付しなければならない。

収支決算書について、毎事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度における特定地域づくり労働者派遣事業を行う事務所ごとの当該事業に係る特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業収支決算書（地様式第6号）を作成して、正本1通及びその写し2通を管轄都道府県労働局長に提出しなければならないこと（派遣則第20条）。なお、記載に代えて、貸借対照表及び損益計算書を提出することとした場合も同様とする。この場合、貸借対照表及び損益計算書には、労働者派遣事業のみの収支の状況や当該事務所のみの収支の状況を抜き出して記載する必要はなく、特定地域づくり事業協同組合の行う事業全体の収支の状況を記載することとして差し支えないこと。

ハ 管轄都道府県労働局長は、特定地域づくり事業協同組合から提出された事業報告書及び収支決算書を受領したときは、速やかにその写しを本省に送付すること。なお、正本1通は管轄都道府県労働局が保管すること。

ニ 特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業報告書（地様式第5号）及び特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業収支決算書（地様式第6号）について、当該写し1通を届出者である特定地域づくり事業協同組合に対して控えとして交付すること。

以上については、業務取扱要領の「第4 事業報告等」の「1 事業報告書、収支決算書」を参照のこと。

#### （4）事務所ごとの情報提供（労働者派遣法第23条第5項）

業務取扱要領の「第4 事業報告等」の「4 事業所ごとの情報提供」を参照のこと。

#### （5）労働争議に対する不介入（労働者派遣法第24条）

業務取扱要領の「第4 事業報告等」の「5 労働争議に対する不介入」を参照のこと。

#### （6）個人情報保護（労働者派遣法第24条の3及び第24条の4）

業務取扱要領の「第4 事業報告等」の「6 個人情報保護」を参照のこと。

#### （7）労働者派遣契約（労働者派遣法第26条（法第18条第2項の規定により読

み替えて適用される労働者派遣法第 26 条第 3 項に係る部分を含む。) から第 29 条の 2 まで)

業務取扱要領の「第 5 労働者派遣契約」を参照のこと。

#### (8) 派遣元事業主の講ずべき措置等 (労働者派遣法第 3 章第 2 節)

段階的かつ体系的な教育訓練等 (労働者派遣法第 30 条の 2)、不合理な待遇の禁止等 (同法第 30 条の 3 及び第 30 条の 4)、職務の内容等を勘案した賃金の決定 (同法第 30 条の 5)、就業規則の作成の手續 (同法第 30 条の 6)、派遣労働者等の福祉の増進 (同法第 30 条の 7)、適正な派遣就業の確保 (同法第 31 条)、待遇に関する事項等の説明 (同法第 31 条の 2)、派遣労働者に係る雇用制限の禁止 (同法第 33 条)、就業条件等の明示 (同法第 34 条)、労働者派遣に関する料金の額の明示 (同法第 34 条の 2)、派遣先への通知 (同法第 35 条)、離職した労働者についての労働者派遣の禁止 (同法第 35 条の 5)、派遣元責任者 (同法第 36 条) 及び派遣元管理台帳 (同法第 37 条) 等と多岐に及ぶが、いずれも法第 18 条第 1 項の届出により労働者派遣事業を行う特定地域づくり事業協同組合に適用されるものであること。

これらについては、業務取扱要領の「第 6 派遣元事業主の講ずべき措置等」を参照のこと。ただし、次の点に留意すること。

#### イ キャリアアップ措置

法の国会審議において、以下の決議及び附帯決議がなされていることに留意すること。

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件 (衆議院総務委員会)

「特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に従事する期間の確保、必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。」

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議 (参議院総務委員会)

「特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配

慮、特定の事業に従事する期間の確保、必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。」

また、教育訓練・キャリアコンサルティング等の業務の一部を第三者に委託する場合については、以下の決議及び附帯決議がなされていることに留意すること。

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件 (衆議院総務委員会)

「特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。」

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議 (参議院総務委員会)

「特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。」

#### ロ 待遇に関する事項等の説明

法の国会審議において、以下の決議及び附帯決議がなされていることに留意すること。

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件 (衆議院総務委員会)

「特定地域づくり事業協同組合がその職員を採用するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。」

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議 (参議院総務委員会)

「特定地域づくり事業協同組合がその職員を採用するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣

先の業務又は事務の内容、待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。」

(9) 派遣先の講ずべき措置等（労働者派遣法第 39 条から第 43 条まで）  
業務取扱要領の「第 7 派遣先の講ずべき措置等」を参照のこと。

(10) 労働基準法等の適用に関する特例等（労働者派遣法第 44 条から第 47 条の 4 まで）

業務取扱要領の「第 8 労働基準法等の適用に関する特例等」を参照のこと。

ただし、法の国会審議において、以下の決議及び附帯決議がなされていることに留意すること。

（参考）地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（衆議院総務委員会）

「特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多業にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。」

（参考）地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院総務委員会）

「特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多業にわたる可能性があることから、事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。」

(11) 紛争の解決（労働者派遣法第 47 条の 5 から第 47 条の 10 まで）  
業務取扱要領の「第 9 紛争の解決」を参照のこと。

(12) 個人情報保護の遵守等（労働者派遣法第 24 条の 3 及び第 24 条の 4）  
業務取扱要領の「第 10 個人情報保護法の遵守等」を参照のこと。

## 6 指導、監督、罰則等

### イ 概要

法第 18 条第 1 項の届出により特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業に係る指導、監督等については、業務取扱要領の「第 11 違法行為の防止、摘発」及び「第 12 違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表」を参照のこと。ただし、行政処分に係る規定のうち、労働者派遣法第 14 条第 1 項（許可の取消し）については、「第 5 条第 1 項の許可を取り消すことができる」を「労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（2 以上の事務所を設けて労働者派遣事業を行う場合にあつては、事務所ごとの労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第 6 条第 5 号から第 8 号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる」に読み替えて適用される（法第 18 条第 2 項）ため、業務取扱要領についても適宜読み替える必要があること。

また、法第 18 条第 1 項の届出により労働者派遣事業を行う特定地域づくり事業協同組合については、その運営が労働者派遣法その他の法令に違反しあるいは届出書の記載事項の範囲を逸脱することのないよう指導、監督を行うこととする。

法第 18 条第 1 項の届出により労働者派遣事業を行う特定地域づくり事業協同組合に適用される労働者派遣法の罰則については、次表のとおり。

罰則の対象条項	罰則の対象者	罰則	刑罰の内容
-	公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者	第 58 条	1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金
第 4 条第 1 項	適用除外業務について、労働者派遣事業を行った者	第 59 条第 1 号	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
第 5 条第 1 項	労働者派遣事業の許可又は届出を行わないで労働者派遣事業を行った者	第 59 条第 2 号	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
第 5 条第 2 項又は第 3 項	労働者派遣事業開始の届出書、事	第 61 条第 1 号	30 万円以下の罰金

	業計画書等に虚偽の記載をして提出した者		
第11条第1項	労働者派遣事業の変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は変更届出書、事業計画書等に虚偽の記載をして提出した者	第61条第2号	
第13条第1項	労働者派遣事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者		
第14条	労働者派遣事業の廃止命令に違反した者又は労働者派遣事業の停止命令に違反した者	第59条第4号	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第15条	自己の名義をもって、他人に労働者派遣事業を行わせた者	第59条第1号	
第23条第4項	海外派遣の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第61条第2号	30万円以下の罰金
第34条	就業条件等の明示を行わなかった者又は派遣受入機関の制限に抵触する日の明示を行わなかった者	第61条第3号	
第35条	派遣労働者の氏	第61条第4号	

	名等を派遣先に通知せず、又は虚偽の通知をした者		
第 35 条の 2	派遣受入期間の制限に抵触する日以降継続して労働者派遣を行った者	第 61 条第 3 号	
第 35 条の 3			
第 36 条	派遣元責任者を選任しなかった者		
第 37 条	派遣元管理台帳を作成せず、若しくは記載事項を記載しなかった者、又は派遣元管理台帳を 3 年間保存しなかった者		
第 49 条	改善命令に違反した者又は労働者派遣の停止命令に違反した者		
第 49 条の 3 第 2 項	申告したことを理由として、派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをした者	第 60 条第 2 号	
第 50 条	必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第 61 条第 5 号	30 万円以下の罰金
第 51 条第 1 項	立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避	第 61 条第 6 号	

	し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者		
--	-------------------------------	--	--

※ このほか、労働者派遣法第 62 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、同法第 58 条から第 61 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科すこととされている。

また、法の国会審議において以下の決議及び附帯決議がなされていることに留意すること。

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件 (衆議院総務委員会)

「特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。」

(参考) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議 (参議院総務委員会)

「事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。」

7 行政処分を行った特定地域づくり事業協同組合及び無届出で労働者派遣事業を行った特定地域づくり事業協同組合の公表

業務取扱要領の「第 13 行政処分を行った派遣元事業主及び無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表」を参照のこと。

この場合、「無届出」とは、法第 18 条第 1 項の届出をせず、同項に規定する労働者派遣事業を行うことを指す。

8 廃止命令又は改善命令を実施した場合の都道府県知事への通知

法第 18 条第 5 項の規定により、法第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第 14 条の規定による命令 (廃止命令) 又は労働者派遣法第 49 条の規定による命令 (改善命令) をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該

特定地域づくり事業協同組合について法第3条第1項の認定をした都道府県知事に通知しなければならないこと。